

四万十町教育委員会会議録（平成28年9月定例会）

1. 日 時 平成28年9月 6日（火）9：00～10：10

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教育委員長	谷脇健司				
教育委員	大村和志	中屋建八	岡林雅子		
教育長	川上哲男				
事務局	教育次長	熊谷敏郎			
	生涯学習課	課長	辻本明文		
	学校教育課	課長	杉野雅彦	副課長	西谷典生
	教育研究所	所長	岡澄子		

4. 傍聴者

0名

5. 日 程

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名（大村和志委員）

(4) 議題

①議案第1号 平成28年度教育委員会関係予算案（9月補正）について

②案議第2号 四万十町農村地域活性化複合施設条例について

③議案第3号 四万十町農村地域活性化複合施設管理規則について

④議案第4号 四万十町行政委員会等に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

⑤議案第5号 四万十町教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

⑥議案第6号 平成27年度四万十町教育委員会点検・評価について

(5) 協議事項

なし

(6) 報告事項

なし

(7) その他

①平成28年度四国地区市町村教育委員会協議会の開催及び研究課題の提出について

②四万十町議会（一般質問等）について

③興津中学校の統合について

6. 議 事

委員長： 議案第1号 平成28年度教育委員会関係予算案（9月補正）について、説明をお願いします。

(事務局より、平成28年度教育委員会関係予算案(9月補正)について説明する。)

委員長 : 補正予算ですが、学校教育課、生涯学習課も一緒にご意見をお伺いしたいと思います。質問、ご意見はどうでしょうか。

委員 : 放課後教室ですが、小学校の木工教室が空いているので、改修してそこを使うのですか。

事務局 : はい。校長先生とも協議して、そちらの方で開設をという話になったので、改修を行います。

委員 : 木工の授業は、どこでののでしょうか。図画工作をする場合がありますよね。

教育長 : それもできるような形で、一部を仕切って放課後子ども教室に使用します。

委員 : なるほどね。空き部屋がそこしかなかったのですね。

事務局 : そこしかありませんでした。教室とかは管理上、できませんので。

委員 : 放課後、子どもたちは自由に入出入りできるようになっていますか。今の教室みたいに、いちいち廊下通って、どこかの前を通ってということはないですね。

事務局 : 外に独立してあります。

委員 : 外にあるのですね、教室は。形としては2ヶ所子供が利用する教室があるのですか。

事務局 : 一方は放課後児童クラブ、いわゆる学童保育です。こちらは、放課後子ども教室です。

委員 : 利用者は、どの位いますか。

事務局 : 20人です。

委員 : 教室を半分に仕切ってスタートするのですね。将来、考えなどいけないですね、多分。指導者は、いましたか。

事務局 : 指導者は、おります。

委員長 : よろしいのでしょうか。その他にはどうでしょう。

事務局 : 例えば、小学校管理費の15節に施設整備の事業が入っています。この財源というのを見ていただいたら分かると思いますが、小学校学校管理費、その他というところに3,130万円入っています。これ小学校です。中学校、次のページを見ていただくと、大きな施設整備工事費が入っておりまして、これも同じようにその他5,860万円の財源が入っています。それから、緑林公園、ホールの改修などを行いますので2,860万円ということで大きなその他が入っています。これは歳入を開けていただくと、基金繰入金というのがあって、その他特定目的基金繰入金があります。その上の施設等整備基金繰入金というのが全部で1億2,410万円があって、全て教育委員会だけではありません。町の貯金を取り崩して、つまり施設を整備するために貯めていた基金を取り崩して今回充てていただきました。どうしても施設整備しなければならないということで、査定が本当に厳しかったのですが、訴えて、何とか町の貯金を崩していただいて財源に充てていただき整備するということになりました。本当に厳しい財政事情、交付税が下がっておる財政事情ではありましたが、何とかこういう金額を確保することができたということです。

ただ、町全体が裕福な訳ではなく、こういう貯金を取り崩しての今回の対応ということを少し付け加えておきたいと思えます。なかなか、こうは毎年いかないのかもしれないかもしれません。私たちも一生懸命訴えて、何とかこの金額を確保したということを申し添えておきます。

委員長 : 大きい金額が認められたということですね。
他には、ご質問でしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、お諮りをします。議案第1号 平成28年度教育委員会関係予算案（9月補正）については、原案どおりでよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第1号 平成28年度教育委員会関係予算案（9月補正）については、承認をされました。

続きます。議案第2号 四万十町農村地域活性化複合施設条例について、説明をお願いします。

（事務局より、四万十町農村地域活性化複合施設条例について説明する。）

委員長 : この件のご意見、質問をお伺いします。

中身は、前回と同じですか。

事務局 : いいえ、以前の改定とは違っています。以前は一部の変更で、改善センターの条例の改正としており、一部の部屋を用途変更して人権教育とか、更生保護司会、それと教育研究所と補導センターが入るような形にしていました。

委員長 : 今回は、変更になっておるといことですが、どうでしょうか。

委員 : 承認させていただきたいのですが、今後の参考ということで少し意見として言わせていただきます。町民に広く活用してもらおうということが大きな最終目標である時に、名称の設定というのも今後は少し考えていった方がいいかなと思います。よく言われる「お役所的ネーミング」というのがあります。補助金とかの関係上、そう付けないといけないという、そういうふうな名称が付いているので、そのまま付けないといけないみたいなことがありますね。それプラス愛称みたいなものがあつた方が、町民が例えばどこそこで、その会議やりましょうという時に、今のところ、みんな改善センター、改善センターと言ったりしますよね。取りあえず、そういう愛称では呼ぶのだけれど、正式に言うと四万十町農村環境改善センター、非常にまどろっこしいということがあって、結構愛称とかを付けていきますね。今後は、行政としてのこういうネーミングとかにしても、そういう考えというのも織り込んでいくことより町民が使いやすくなるのではないかなという視点も必要だと思いました。

条例等については、全く問題はないと思います。

事務局 : 名称というのはとても大切で、訴えるところはとても有効的に働きます。今回のこの制定については、これからセンターを有効に使うことができるように条例も定め、法的な補助金の部分も解決したので条例を整備していくものであります。

それで、改善センターというのがもう皆さんに知れ渡っておりますので、多分、今後もあの施設は改善センター、改善センターと私たちも呼ぶと思います。正式名、何々複合施設だと、これは言わないと思いますので、新たなものを建てたりする場合は、委員さんおっしゃいますような名前を考えなければいけないと思いますが、今回については、あえて改善センターを人材育成センターと二つに分けて、こういうふうに分めなければならないというふうに関国の補助金の改正の時になっておりましたので、こういうようにしておりますが、名称については恐らく、先ほど言ったように改善センターというふうに呼んでいくのではないかと思います。そちらの方を変えたら、かえって混乱するということがありますので、その辺ご理解いただきたいと思

ます。

委員長 : よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをします。議案第2号 四万十町農村地域活性化複合施設条例については、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第2号 四万十町農村地域活性化複合施設条例については、承認をされました。続きまして、議案第3号 四万十町農村地域活性化複合施設管理規則について、説明をお願いします。

(事務局より、四万十町農村地域活性化複合施設管理規則について説明する。)

委員長 : この件についてのご質問、ご意見をお受けします。
どうでしょうか。

委員 : 今の環境改善センターの所長はどなたですか。

事務局 : 生涯学習課長です。

委員 : 人材育成センターになったとしても課長が所長になる訳ですね。

事務局 : あとの規則改正が少しあります。議案第4号で審議をしていただきます。

委員長 : その他には、どうでしょうか。

委員 : 以前は改善センターの管理規則がありましたが、それと同じですよ。

事務局 : はい。内容的には同じ内容ばかりです。

委員 : そしたら、いいのではないですか。

委員長 : よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをします。議案第3号 四万十町農村地域活性化複合施設管理規則については、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第3号 四万十町農村地域活性化複合施設管理規則については、承認をされました。

続いて、議案第4号 四万十町行政委員会等に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

(事務局より、四万十町行政委員会等に対する事務委任規則の一部を改正する規則について説明する。)

委員長 : この件についてのご質問、ご意見はございませんでしょうか。

委員 : 新しい施設の所長は引き続き、町長部局なので、関係ない訳ですね。

事務局 : はい。町長部局になります。

教育長 : 第2号議案の中でも触れておりましたが、四万十町農村地域活性化複合施設条例第8条の職員というところで、事務委任の方がなくなり、複合施設に所長その他町の職員を置くということになっております。今度、複合施設の所長が出てくるということになります。

委員長 : 他に、ご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りをします。議案第4号 四万十町行政委員会等に対する事務委任規則の一部を改正する規則については、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第4号 四万十町行政委員会等に対する事務委任規則の一部を改正する規則については、承認をされました。

続きまして、議案第5号 四万十町教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

(事務局より、四万十町教育委員会公印規則の一部を改正する規則について説明する。)

委員長 : この件についてご質問、ご意見を受けます。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをします。議案第5号 四万十町教育委員会公印規則の一部を改正する規則については、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第5号 四万十町教育委員会公印規則の一部を改正する規則については、承認をされました。

続きまして、議案第6号 平成27年度四万十町教育委員会点検・評価について、説明をお願いします。

(事務局より、平成27年度四万十町教育委員会点検・評価について説明する。)

委員長 : 前回、臨時委員会で協議された分でございます。ご意見ございますか。

委員 : ありません。

委員長 : 他の委員さんありませんね。この前に承認もされておりますので、この件についてお諮りをします。議案第6号 平成27年度教育委員会点検・評価については、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第6号 平成27年度教育委員会点検・評価については、承認をされました。

続きまして、協議事項に入ります。協議事項はございませんか。

事務局 : ありません。

委員長 : 続きまして、報告事項に入ります。特にございませんでしょうか。

事務局 : ありません。

委員長 : それでは、その他に入ります。①平成28年度四国地区市町村教育委員会協議会の開催及び研究協議議題の提出について、説明をお願いします。

(事務局より、平成28年度四国地区市町村教育委員会協議会の開催及び研究協議議題の提出について説明する。)

委員長 : 皆さん、出席ということでよろしく申し上げます。

事務局 : 研究協議議題はなしということで、よろしいですか。

委員長 : はい。そういうことでお願いをいたします。

その他の件で事務局、何かありますか。

(事務局より、四万十町議会における一般質問等について報告する。)

委員長 : その他には、ございませんでしょうか。

(事務局より、興津中学校の統合について説明する。)

委員長 : その他に、何かありますか。

全委員 : ありません。

委員長 : これで、平成28年9定例教育委員会を閉じます。

(閉会)

10月の定例委員会予定 平成28年10月4日(火)

委員長 : _____

署名人 : _____